

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	長野県 大町市

大町市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 地域振興部 農林水産課 庶務係
所在地 長野県大町市大町 3887
電話番号 0261-22-0420
FAX番号 0261-23-5188
メールアドレス NOURIN@city.omachi.nagano.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ カラス、スズメ、アオサギ、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	大町市一円

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	金額(千円)	面積(ha)
ニホンザル	水稲、豆類、雑穀、 野菜、果樹 ほか	258	3.6
イノシシ	水稲、雑穀、野菜 ほか	1,060	2.82
ニホンジカ	水稲、野菜	5,032	16.01
ツキノワグマ	果樹、雑穀 ほか	0	0
カラス	水稲、果樹、野菜	328	5
スズメ	水稲、麦類、雑穀	2,019	6.15
その他獣類	水稲、果樹、野菜	1,681	6.7
その他鳥類	水稲、果樹、野菜	561	6.05

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

野生鳥獣による農作物等の被害額は、減少傾向にあるものの、獣類のニホンザル・ニホンジカ・イノシシ、鳥類のカラス・スズメ・アオサギ・カワウによる被害は後を絶たない。特にニホンザルによる被害は、群れが市全域を取り囲むように生息(23群)しており、令和2年～4年で捕獲を強化したことにより、出没や農作物被害が減少傾向にあるが未だに被害はある。今後も捕獲を続けないと元に戻ってしまう恐れがある。また、イノシシ、ニホンジカの個体数が増加傾向で被害地域が拡大しており、防除対策を行っていない地域や、防除対策が出来ない地域へは特に被害が出ている。ツキノワグマは、周期的な異常出没年度の人身被害が懸念される。鳥類では、カラス・スズメによる農業被害、アオサギ・カワウによる淡水魚の食害が多い状況である。被害の発生時期は収穫期が多いが、播種期・定植期・生育期においても、踏み倒しや食害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	金額（千円）	面積（ha）	金額（千円）	面積（ha）
ニホンザル	258	3.6	180	2.52
イノシシ	1,060	2.82	742	1.97
ニホンジカ	5,032	16.01	3,522	11.21
ツキノワグマ	0	0	0	0
カラス	328	5	230	3.5
スズメ	2,019	6.15	1,413	4.31
その他獣類	1,681	6.7	1,177	4.69
その他鳥類	561	6.05	393	4.24

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	① 捕獲機材の導入及び捕獲技術向上（わな講習会等）	・効果的かつ効率的な捕獲技術の向上 ・会員減少に伴う猟友会支部間の連携促進
	② 新規狩猟免許取得補助金 新規銃猟者確保事業助成 狩猟者登録費の一部助成	・免許取得者の高齢化、捕獲従事者確保対策の促進
	③ ICTを活用して生態調査及び捕獲（GPS調査・大型檻捕獲）	・生態調査員の情報活用、猟友会との連携
	④ 鳥獣被害対策実施隊の編成	・関係者間の連携強化
	⑤ 集落ぐるみの追い払い事業	・効率的な追い払い及び実施者の確保
	⑥ ジビエ振興	・具体的な振興対策
	⑦ ライフル射撃場整備支援	
追い払いや防護柵の設置等に関する取組	① 電気柵等設置に対する助成	・広域的な設置による総合的な防除対策の検討
	② テレメトリーやGPSを活用した専門職員による猿の追い払い	・地域や集落との情報共有、連携強化
	③ テレメトリーやGPSを活用した自治会単位での追い払い	・受信機保有者のみの対応から地域全体での追い払い体制の構築や組織整備

	④放置柿等の誘因物除去への周知	・所有者との調整、誘因物であることの認識不足
	⑤モンキードッグによる猿の追い払い	・広域的な配置体制の構築、育成頭数確保
	⑥農地周辺の緩衝帯整備	・初期整備後の管理体制の継続
生息環境管理その他の取組み	I C Tを活用した生態調査（G P S首輪・けものおと・地元住民からの聞き取り調査・調査結果をまとめた月報及び年報の作成）	・G P S首輪の電池切れによる再設置更新作業 ・G P Sを受信する基地局やけものおとの通信料が国・県補助対象外のため財源確保

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>鳥獣被害を効果的に防止するためには、鳥獣を寄せ付けない集落づくりとともに、個体数の調整（捕獲）を強化していくことが重要である。</p> <p>次の7つの対策を総合的に組み合わせ、野生鳥獣による農林水産業被害の軽減や人身被害の防止を図り「野生動物との棲み分け」の実現を目指していく。</p> <p>① 大型捕獲檻等による適正な個体数調整（捕獲）の強化</p> <p>② I C Tを活用した捕獲</p> <p>③ I C Tを活用した生態調査</p> <p>④ 追い払い活動（モンキードッグ）等による被害防除</p> <p>⑤ 農地に寄せ付けないための侵入防止柵の設置</p> <p>⑥ 隠れ場所となる藪の刈り払い等生息環境管理</p> <p>⑦ 餌となる誘因物の除去の周知徹底</p> <p>⑧ 鳥獣被害対策実施隊による被害防止対策の検討</p>
--

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。（ICT（情報通信技術）機器やGIS（地理情報システム）の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。）。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊は、市長が任命、構成隊員は、有害鳥獣駆除従事者の猟友会員、モンキー犬飼育者、猿追い払い協力員、市職員及びその他市長が必要と認める者とする。

捕獲体制は、市で全体の許可を受け、実施隊員の猟友会各支部会員が各地区駆除班の従事者として地域の実情に合わせて実施する。（猟友会各支部へ委託）

なお、市職員実施隊と猟友会各支部と更なる連携を強化し実施する。

農作物被害等が発生、または発生の恐れがある場合は、各支部単位で捕獲にあたる。また、状況により各支部共同で捕獲にあたるものとする。

（前述の内容は通常時とし、緊急銃猟時については除く）

特定ライフル銃及び特定ライフル銃以外のライフル銃の取り扱いについては、山中等で遠距離射撃が可能な場合や、遠距離からの捕獲が可能である場合、緊急銃猟での市街地等の場合、状況に応じて安全等に十分配慮のうえ所持させる。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。その際、特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R8	鳥獣全般	新規狩猟免許取得者・新規銃猟者及び狩猟者登録者への支援 通信技術（ICT）を利用した捕獲機材の導入
	猪・鹿	くくりわなの活用。ジビエ施設の普及啓発
	ニホンザル	大型捕獲檻及びGPS等の活用
	ツキノワグマ	ドラム缶捕獲檻の活用。緊急銃猟時、専用システムの活用
R9	鳥獣全般	新規狩猟免許取得者・新規銃猟者及び狩猟者登録者への支援 通信技術（ICT）を利用した捕獲機材の導入
	猪・鹿	くくりわなの活用。ジビエ施設の普及啓発
	ニホンザル	大型捕獲檻及びGPS等の活用
	ツキノワグマ	ドラム缶捕獲檻の活用。緊急銃猟時、専用システムの活用
R10	鳥獣全般	新規狩猟免許取得者・新規銃猟者及び狩猟者登録者への支援 通信技術（ICT）を利用した捕獲機材の導入
	猪・鹿	くくりわなの活用。ジビエ施設の普及啓発
	ニホンザル	大型捕獲檻及びGPS等の活用
	ツキノワグマ	ドラム缶捕獲檻の活用。緊急銃猟時、専用システムの活用

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ニホンザルは、特定鳥獣保護管理計画に基づき、各群の生息状況、被害状況、モンキードッグ等による追払い効果等を踏まえ、群ごとに捕獲数を決定する。
ツキノワグマは、特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害状況等を考慮し必要な捕獲を行う。
ニホンジカ及びイノシシは、特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲数を決定するが、ニホンジカは、北アルプスへの侵入を防止するため、低山帯での捕獲を強化する。
その他獣類・鳥類は、正確な生息数の把握ができていないため、前年度の捕獲数と被害状況等を勘案し決定する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	200頭	200頭	200頭
イノシシ	200頭	200頭	200頭
ニホンジカ	300頭	300頭	300頭
ツキノワグマ	15頭	15頭	15頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭
カラス	400羽	400羽	400羽
スズメ	200羽	200羽	200羽
アオサギ	120羽	120羽	120羽
カワウ	120羽	120羽	120羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ニホンザルは従来の銃器と檻（箱檻、大型捕獲檻）や通信技術（ICT）を利用した捕獲機材等の活用、ツキノワグマは箱檻（ドラム缶檻）、イノシシ・ニホンジカは箱檻とくくりわなにより捕獲する。捕獲時期及び予定場所は、被害の恐れがある場合、または、被害発生箇所を確認し、効果的な場所に一定期間設置する。
カラスは、被害の多発している3箇所大型捕獲檻を設置するとともに、出没状況に合わせて移動式捕獲檻を設置する。
檻、わなの設置以外の対応として、被害が発生した圃場等での加害対象鳥獣が確認できる場合にあつては、銃器による捕獲を実施する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ニホンジカやイノシシの有害捕獲時の巻き狩りで遠距離射撃が必要な時や、危険鳥獣（ツキノワグマ・イノシシ）が市街地等に出没した際に精密射撃が必要な場合は、特定ライフル銃及び、特定ライフル銃以外のライフル銃（ハープライフル銃）を使用する必要がある。

- (注) 1 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、対象獣類、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
- 2 特定ライフル銃と特定ライフル銃以外のライフル銃を区別する必要がある場合は、そのことが分かるように記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大町市一円	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ	電気柵 (5,000m) 複合柵 (2,000m) 物理柵 (1,500m)	電気柵 (5,000m) 複合柵 (2,000m) 物理柵 (1,500m)	電気柵 (5,000m) 複合柵 (2,000m) 物理柵 (1,500m)

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和8年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> 各自治会等での管理 市での点検を元に情報共有し、維持管理 GPS の情報を元に追払い（ニホンザル） 	<ul style="list-style-type: none"> 各自治会等での管理 市での点検を元に情報共有し、維持管理 GPS の情報を元に追払い（ニホンザル） 	<ul style="list-style-type: none"> 各自治会等での管理 市での点検を元に情報共有し、維持管理 GPS の情報を元に追払い（ニホンザル）

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	緩衝帯整備の実施及び啓発活動 (ヤブの刈り払い、支障木の伐採) 放任果樹等誘引物の除去実施及び啓発活動
令和9年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	緩衝帯整備の実施及び啓発活動 (ヤブの刈り払い、支障木の伐採) 放任果樹等誘引物の除去実施及び啓発活動
令和10年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ	緩衝帯整備の実施及び啓発活動 (ヤブの刈り払い、支障木の伐採) 放任果樹等誘引物の除去実施及び啓発活動

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

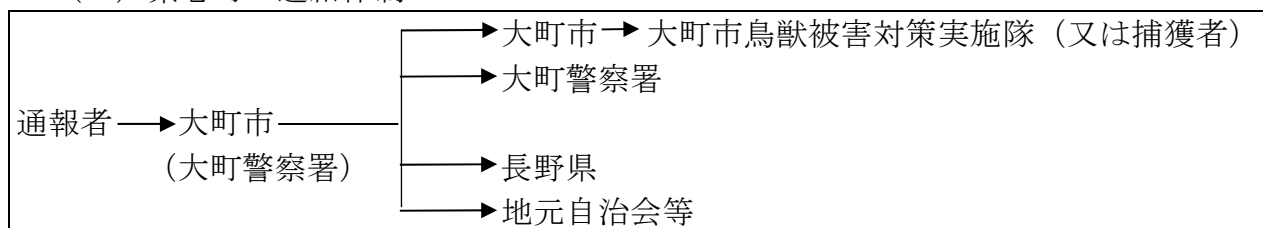
関係機関等の名称	役割
長野県	捕獲等の許可、助言、指導等
大町警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言、現場の安全確保及び情報提供等
大町市	情報収集、関係課との連絡調整、周辺住民への注意喚起
大町市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の捜索、駆除、捕獲等

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ツキノワグマは、頭部（皮毛の一部）を県研究機関へ送付、その他は原則地中埋設する。カモシカ、ニホンジカについてもサンプル提供に協力し、研究機関に送付する。
 その他鳥獣も地中埋設を原則とするが、状況により地中埋設が困難な場合は、焼却処分する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	食肉として活用可能な捕獲個体については、「NPO法人美麻ジビエ振興会」へ搬入し活用する。 市としても、捕獲個体のジビエ振興を支援する。
ペットフード	食肉として搬入された捕獲個体を余すところなく、「NPO法人美麻ジビエ振興会」で活用する。
皮革	可食部以外の利用についても検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	可食部以外の利用についても検討する。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

「NPO法人美麻ジビエ振興会」で、猟友会にて有害捕獲された個体について、食肉用とペットフードにし活用している。更なる振興を支援する。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

市では、猟友会長等を通じ、ジビエに活用できるよう随時新しい情報の共有を行い、支援に努めている。
 また、「NPO法人美麻ジビエ振興会」開催のイベントを通じ普及活動実施。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	大町市有害鳥獣被害防止対策協議会
--------------	------------------

構成機関の名称	役 割
大北農業協同組合	各地区被害状況の把握及び防護柵等設置指導
大北地区猟友会	各地区被害状況の把握及び捕獲従事者
鳥獣保護管理員	捕獲対象鳥獣の生息状況等把握
国立大学法人信州大学農学部	鳥獣の生息、被害防止対策等アドバイザー
大町市漁業協同組合連絡協議会	各地区被害状況等把握
北アルプス森林組合	各地区被害状況等把握
被害地区自治会長	各地区被害状況等把握
各地区被害農家代表者	各地区被害状況等把握
大町市農業委員会	各地区被害状況等把握
大町市	事務局

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
県被害対策チーム	被害集落の被害防除支援
鳥獣被害対策実施隊	被害防止のための総合的な施策の推進

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

次のうちから市長が任命する。 ・大北猟友会市内各支部の猟友会員 ・市内モンキー犬飼養者 ・ニホンザル生態調査員 ・市職員（非常勤の職員を含む） ・その他、市長が必要と認める者
--

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大町市有害鳥獣被害防止対策協議会の開催

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

野生鳥獣からの被害を防止、軽減させるには、個別の対策から集落全体での複合的な対策として、被害地域が一体となった取組みを継続していくことが重要である。そのため、行政や関係機関が連携し、最新の防除対策情報の提供等、地域の実情にあわせた支援体制を構築していくことが求められる。

被害地域では、敵を知り（対策の基本は相手を知る）、集落内を点検、将来計画を立て、対策を講じていくことが必要である。

また、環境整備事業等を活用したバッファゾーンの形成、各種助成制度を活用した防護柵等の設置、出没時の追払い活動等、自己防衛が重要である。

現在の野生鳥獣は、人里での農作物等栄養価の高い餌により年々増加しているため、捕獲等による適正数の管理（個体数調整）が最も重要といえる。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

<変更履歴等>

策定：令和8年3月23日付け7森推第1160号同意